

台湾における産業財産権 権利化費用



弁理士 欧姿漣



弁護士 李文傑



技術者 謝依玲



弁護士 劉倫仕

理律法律事務所
Lee and Li, Attorneys-at-Law

理律法律事務所は、創立以来 50 数年間、「關懷」(Care)、「服務」(Serve)、「卓越」(Excel) を価値の核心に据えている。台湾最大の総合法律事務所として、豊富な人的資源を強みに、多岐にわたる分野をカバーして、全方位的なサービスを提供し、クライアントおよび社会に貢献している。

台湾における特許、実用新案、意匠、商標についての出願、中間処理、登録、維持に係る費用を一覧にして紹介する。

(1) 特許

	当局に対する費用 (台湾ドル) (注1)	代理人報酬 (米ドル)
出願費用		
国内出願、分割出願、 出願変更	3,500 (紙形式での出願) 2,900 (電子出願)	400~700/件
優先権主張の回復	2,000	70~100/件
翻訳	-	15~25/100字
公開請求費用		
早期公開	1,000	60~80/件
審査費用		
審査請求/再審査請求	7,000 から (注2)	70~100/件
加速審査申請	0 または 4,000 (注3)	100~200/件
中間処理費用		
補正/応答	-	タイムチャージ
面接	1,000	タイムチャージ
登録費用		
特許証書料の納付	1,000	100~140/件

維持費用		
1～3年目	2,500/年 1,700/年（個人、学校、 中小企業）	60～80/年
4～6年目	5,000/年 3,800/年（個人、学校、 中小企業）	
7～9年目	8,000/年	
10～20年目	16,000/年	
特許権の回復	実費（注4）	

(2) 実用新案

	当局に対する費用 （台湾ドル）（注1）	代理人報酬 （米ドル）
出願費用		
国内出願、分割出願、 出願変更	3,000（紙形式での出願） 2,400（電子出願）	400～700/件
優先権主張の回復	2,000	70～100/件
翻訳	-	15～25/100字
審査費用		
技術評価書の請求	5,000から（注5）	100～140/件
登録費用		
特許証書料の納付	1,000	100～140/件
維持費用		
1～3年目	2,500/年 1,700/年（個人、学校、中 小企業）	60～80/年
4～6年目	4,000/年 2,800/年（個人、学校、中 小企業）	
7～10年目	8,000/年	
特許権の回復	実費（注4）	

(3) 意匠

	当局に対する費用 (台湾ドル) (注1)	代理人報酬 (米ドル)
出願費用		
国内出願、分割出願、 出願変更	3,000 (紙形式での出願) 2,400 (電子出願)	300~600/件
優先権主張の回復	2,000	70~100/件
翻訳	-	15~25/100字
中間処理費用		
補正/応答	-	タイムチャージ
面接	1,000	タイムチャージ
登録費用		
特許証書料の納付	1,000	100~140/件
維持費用		
1~3年目	800/年 0/年 (個人、学校、中小企業)	60~80/年
4~6年目	2,000/年 800/年 (個人、学校、中小企業)	
7~12年目	3,000/年	
特許権の回復	実費 (注4)	

(4) 商標

	当局に対する費用 (台湾ドル) (注1)	代理人報酬 (米ドル)
出願費用		
国内出願	1区分 (注6) : 3,000 (紙形式での出願) 2,700 (電子出願)	1区分 : 240~320 /件
優先権主張	-	1区分 : 50~70/件
商標見本の作成	-	5~17/件
中間処理費用		
拒絶理由の通知、意見書 の提出およびご報告	-	500~700/件
補正指令の通知、指定 商品の補正およびご報告	-	400~550/件

登録費用		
登録査定報告、 登録料の納付	1区分：2,500	1区分：100～200 ／件
登録証書の受領代理、 内容のチェック、 登録証書の送付	—	1区分：50～110／件
維持費用		
10年 (一回の更新期間)	1区分：4,000	1区分：130～280 ／件
商標権の回復（注7）	1区分：8,000	1区分：130～280 ／件

注：

- 1 台湾ドル（NT\$） = 3.67 円（2018 年 11 月現在）
- 2 請求項が 10 項以下で、中国語明細書および図面のページ数が計 50 ページを超えない場合、政府手数料は NT\$7,000 で、請求項が 10 項を超える場合は、1 項増す毎に NT\$800 が加算され、さらに、中国語明細書および図面のページ数が計 50 ページを超える場合は、50 ページ毎またはその端数につき NT\$500 が加算される。
- 3 加速審査に係る政府手数料は、「業としてその実施が必要である」または「グリーン・エネルギー関連技術」を申請の要件とする場合にのみ、NT\$4,000 を納付する必要がある。
- 4 1 年目の特許料および証書料を納付しなかった場合は、1 年目の特許料の 2 倍の額および証書料を納付しなければならない、2 年目以降の特許料を納付しなかった場合は、特許料の 3 倍の額を納付しなければならない。
- 5 請求項が 10 項を超える場合は、1 項増す毎に NT\$600 が加算される。
- 6 商標登録出願の政府手数料は、1 区分で、商品を 20 個まで指定する場合は NT\$3,000 で、20 個を超える場合は、1 個ごとに政府手数料 NT\$200 が加算される。役務に関しては、第 35 類の特定商品の小売・卸売りを指定する場合、5 個以内は NT\$3,000 で、5 個を超えた場合は、1 個ごとに NT\$500 の割増料金を納付しなければならない。その他の役務については、役務の数にかかわらず、一律 NT\$3,000 となる。
- 7 商標権の存続期間が満了してから 6 か月以内に申請しなければならない。

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）